(介護予防)認知症対応型共同生活介護 グループホーム ガーデンの家川内 利用契約書

機(以下「利用者」という。)と有限会社サカコーポレーション(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「認知症対応型共同生活介護等」という。)について次の通り契約します。

(契約の目的)

第1条

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立(自律)した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対して、第4条に定める認知症対応型共同生活介護サービス等を提供いたします。
- 2 利用者は、前項のサービスに対する利用料自己負担分を、事業者に支払う事とします。

(契約の期間)

第2条

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間までとします。
- 2 前項の規定に関わらず、契約満了の30日前までに、利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合でかつ利用者が要介護認定の更新において、要支援又は要介護と認定された場合、契約は更新されるものとします。

(利用施設)

第3条

施設名称 グループホーム ガーデンの家川内

事業所番号 3490201161

所在地 広島市安佐南区川内五丁目1番9号

管理者 嵐谷 忠

電話番号 082-831-4165 ファックス 082-831-4166

(認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更)

第4条

1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の認知症対応型共同生活介護計画等(以下「ケアプラン」という。)を作成するものとします。

- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、利用者の 心身の状況把握並びに希望及びその置かれた環境等を踏まえて、支援の目標を達成 するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランの作成を行います。
- 3 事業者は、ケアプランについて利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た 上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係るケアプランの変更の必要があると認められた場合には、利用 者及びその家族等と協議し、プランを変更するものとし、利用者及びその家族に対し て説明し、その内容を確認するものとします。

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第6条

- 1 事業者は、認知症対応型介護サービス等の提供に関する記録を作成することとし、 契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者又はその家族等は、利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧出来ます。
- 3 利用者又はその家族等は、利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることが出来ます。

(サービス利用料金)

第7条

- 1 利用者は、サービスの対価として、「料金表(別紙)」に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月15日までに 利用者又はその家族等に通知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月26日までに 利用者口座振替の方法で事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、利用者又はその家族等から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収 書を発行します。

(利用料金の変更)

第8条

- 1 利用者の要支援状態区分又は要介護状態区分に変更があった場合には、事業者は介護サービス費について「料金表(別紙)」に記載されている額に料金を変更できるものとします。
- 2 介護保険制度の改正により、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サ

ービス料金を変更する事ができるものとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、 財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡して、適切な措置を講じるものとします。

(守秘義務)

第10条

- 1 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報 を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も 継続します。
- 2 前項の規程にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又はその家族の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

(利用者の権利)

第11条

- 1 利用者と家族等は以下の権利を事業者に対して主張することができます。
- ① 独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する 権利
- ② 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主 体的な決定が尊重される権利
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- ⑧ 暴力や虐待、及び身体的・精神的拘束を受けない権利
- ⑨ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- ⑩ 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は 第三者機関の支援を受ける権利

(利用者の義務)

第12条

- 1 利用者は、事業者の共有施設及び敷地を本来の用途に従い利用し、利用に際して他の利用者等の利用にも十分な配慮をして利用するものとします。
- 2 利用者は、自傷他害の危険性のある行為は行わないようにします。
- 3 利用者は、事業者及び職員等が、サービス提供又は安全、衛生管理上必要があると認める場合、居室に立ち入り、必要な措置を行う事を認めます。
- 4 利用者は、事業者の設備や居室について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染もしくは変更した場合には、自己の責任において、現状を回復します。
- 5 利用者は、事業者又は職員がサービスを提供するうえで、必要な情報についての調査、質問等を行う事に対して協力するものとし、利用者の希望等を含めて情報提供に協力するものとします。

(事業者の義務違反)

第13条

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることが出来るものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第14条

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 利用者が、サービスの提供を受けようとする時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取 ・ 確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・ 依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。
- ① 利用者が、死亡した場合。

- ② 要介護認定の更新で、利用者の心身の状況が、自立又は、要支援1と認定された場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業 所を閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 第16条から第18条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身 の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの契約解除)

第16条

- 1 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この 場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知すること により、本契約を解除出来ます。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することが出来ます。
- ① 第8条 第2項により、本契約を解約する場合。
- ② 利用者が医療機関等に入院し、60日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

第17条

- 1 事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。
- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、第7条 第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 $_{\tau}$ 月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 利用者が医療機関等に入院し、60日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
- ④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等に

よって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(連帯保証人)

第18条

- 1 利用者は、原則として連帯保証人を定めるものとします。
- 2 前項の連帯保証人は、事業者に対し、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務 について、極度額金600万円の範囲内で、利用者と連帯して保証する。
- 3 利用者は、連帯保証人に対し、本契約の締結に際して、以下の各号の事項について 情報の提供を行い、連帯保証人に対し、本契約の締結に際して、以下の各号の事項 について情報の提供を行い、連帯保証人は、情報の提供を受けたこと確認する。
- ① 利用者の財産及び収支の状況
- ② 利用者が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 利用者が主債務に対して事業主に担保を提供していない事実
- 4 事業主は、連帯保証人から利用者の債務の履行状況の問い合わせ受けた場合、遅滞なく債務の元本、利息、違約金、損害賠償等の有無、これらの残額及び弁済期限が 到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。
- 5 事業者は、利用者が期限の利益が喪失した場合、連帯保証人に対し、期限の利益が 喪失したことを知った時から2カ月以内に通知しなければならない。
- 6 第1項の極度額本契約及び個別契約に基づく取引状況に変化が生じた場合、事業主、 利用者及び連帯保証人の協議により変更できるものとする。
- 7 第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、保証人が法人である場合には、適用 しない。
- 8 連帯保証人は、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な 時は利用者の身柄を引き受けるものとします。
- 9 事業者は、利用者の生活および健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に連帯保証人に連絡するよう努めるものとします。
- 10連帯保証人は、利用者が死亡した場合の遺体および遺留品の引き取りを行うこととします。
- 1 1 利用者または連帯保証人は、次に掲げる事項を含め、運営規定に定めた事業者に通知を 必要とする事項が発生した場合には、遅滞なく事業者に通知することとします。
 - ① 利用者若しくは連帯保証人の氏名が変更したとき
 - ② 利用者若しくは連帯保証人について、法令などに基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、または破産の申立(自己申立を含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法の申立を受け、若しくは申立をしたとき
 - ③ 利用者が「任意後見契約に関する法律」に基づき、任意後見契約を締結したとき
- 12① 事業者は、連帯保証人が前項の②または③の規定に該当する場合には、利用者に対して新たに連帯保証人を定めることを請求することがあります。
 - ② 利用者は、前号の請求を受けた場合には、連帯保証人を立てるものとします。

(契約の終了)

第19条

- 1 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合、その翌日。
- ② 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合、その翌日。

(賠償責任)

第20条

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者もしくは職員の故意や過失、もしくは この契約上の注意義務に違反して利用者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負 います。ただし、その損害について、ご利用者の故意、過失、この契約上の注意義 務、もしくは利用者が、職員の正当な指示に従わなかった場合は、その状況を考慮 してその賠償額の減額又は免除することができるものとします。
- 2 利用者は、故意、過失又は、本契約書第9条に違反して、職員等又は、他の利用者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。
- 3 事業者及び利用者は、第1、2項の損害賠償を、誠意をもって、速やかに対応し履 行するものとします。

(連絡義務)

第21条

1 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

(苦情・相談対応)

第22条

1 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、利用者からの要望、 苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第23条

- 1 利用者及び事業者は、信義をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊 重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第24条

1 利用者及び事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、広島地方裁判所を第一審管轄裁判所とする事とを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、ご利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】		年 月 日
事業者	【事業者名】 【住 所】 【代表者名】	有限会社サカコーポレーション 広島市安佐南区緑井六丁目28番1号 代表取締役 坂 聡一郎
	【事業所名】 【住 所】 【事業所番号】	グループホーム ガーデンの家川内 広島市安佐南区川内五丁目1番9号 3490201161
利用者	【住所】	
連帯保証	【氏名】 E人【住所】	
	【氏名】	(